

令和7年度第2回 岸和田市障害者施策推進協議会

会 議 名	第2回岸和田市障害者施策推進協議会
日 時	令和7年12月26日（金）14時～16時
場 所	岸和田市役所新館 4階 第1委員会室
出席委員	松端委員、潮谷委員、大賀委員、徳久委員、楠見委員、寺田委員、松藤委員、葛迫委員、高田委員、根未委員、今西委員、叶原委員、原委員、井ノ阪委員、天野委員、竹原委員 以上16名。
欠席委員	4人
事 務 局	山本福祉部長、河内障害者支援課長、東参事、東相談担当長、川口サービス担当長、高濱障害福祉担当長、小西福祉医療担当長、井出子育て支援課医療・療育担当長
傍聴人数	2人
次 第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>（1）第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画進捗状況調べ（令和6年度実績）について</p> <p>（2）第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画成果目標シートについて</p> <p>（3）第6次障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画について</p> <p>3 報告</p> <p>（1）令和6年度障害者就労施設等からの物品等の調達実績について</p> <p>（2）その他</p> <p>4 閉会</p>
配布資料	<p>岸和田市障害福祉計画・岸和田市障害児福祉計画進捗状況調べ（令和6年度実績） 資料1</p> <p>第7期岸和田市障害福祉計画・第3期岸和田市障害児福祉計画成果目標シート 資料2</p>

第6次障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画スケジュール（案）	資料3
障害福祉に関するアンケート調査ご協力をお願い	資料3-1
障害児福祉に関するアンケート調査ご協力をお願い	資料3-2
重度障害者の福祉に関するアンケート調査ご協力をお願い	資料3-3
令和6年度岸和田市における障害者就労施設等からの物品等の調達実績	資料4
正誤表	

2. 議 事

(1) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画進捗状況調べ（令和6年度実績）について

(2) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画成果目標シートについて

○事務局より資料1及び資料2について説明

○会 長 資料1と資料2について意見はあるか。

○委 員 報告いただいた数値は成果達成の確認である。当事者からすると、必要な方に必要なサービスが届いているかどうかが大切である。この数値だけでは実際に足りているかどうかわからない。サービスの内容を熟知している方は利用されているが、そこまでアクセスできない方はサービスにつながらないという傾向にある。資料1の4ページの⑥就労定着支援の数値は28人である。一般就労された方のフォローアップをどうするかということだが、これだけでは分からない。資料2の4ページで就労移行支援等を通じた一般就労移行者数は65人とある。一般就労された方65人に対して28人はその後のフォローアップがされており、半数は頑張っているということで、私はこの割合は評価できるのではないかと思う。一般就労するということは、マッチングの問題で合う・合わないがあり、当事者にとっては大きな問題で、就職後は大丈夫かと声をかけてほしい。就労定着支援の28人であるが、もう少し引き上げてほしい数値である。全体数に対して必要数がどれくらいか。潜在的なニーズがどれくらいあるかは難しい問題だが、総数に対してどれくらいの方が制度適用されているかの分析は必要でないかと思った次第である。

○委 員 資料1の14ページの⑥意思疎通支援事業で、市に登録している手話通訳者と要約筆記者の人数が掲載されていない。国も通訳者の育成は必要と言っており、通訳者が減っているのかどうか、人数を出してほしい。今の人数が分かれば教えてほしい。

○会 長 ⑥は件数や時間数などの利用実績を掲載している。通訳者の人数はないが、これは分かるのか。

○事務局 市に登録している手話通訳者は34名、要約筆記者は11名である。

○会 長 本人からの申し出があつてうまく調整できればいいが、通訳者が少なく調整できない場合もあるのか。

○委 員 令和2年と比べて実績値が2倍に増えている。その当時、何人の通訳者がいたかを知りたい。手話施策推進法ができてこれからますます通訳者への依頼や要望が増えていくと思う。将来的に対応が可能なのかどうかを知りたい。

○会 長 利用実績がかなり増えてきている。人々の意識や社会状況が変わってきており、手話通訳者や要約筆記者の養成や確保が必要である。

○委 員 全体的に資料について、分析など以前より細かく書かれていて良いと思う。資料

1の12ページ、重度障害者のサービス利用人数調査の項目は以前にはなく、今回から掲載しているがたいへんありがたい。対象者は251名だが、サービスを利用している人数は少なく感じる。埼玉では市で施設入所やグループホーム入居の申請窓口があり、希望が何人、入れない方が何人ということが分かり、施設が不足していることも把握できる。岸和田市には窓口がない。私の娘が待機者であるということを市は認識していない。親が高齢になっていく過程で、ニーズが増えていくことは伝わっているが、何人の方が施設やグループホームへの入所を希望しているか、数字としてつかんでほしい。アンケート調査を今回行うが、全員からの回答はない。前回の回答率は48%で半分程度、あと半数の方がどう考えているかは分からない。施設やグループホームへの入所だけではなく、ヘルパーに入ってもらって自宅や市営住宅などでの生活を希望している方のニーズをつかんで報告書に記載してほしいと思う。

- 会 長 契約利用の制度であるため、それぞれの事業所への申し込みとなるが、市として状況を把握しているかという話である。これは制度上、なかなか把握しにくいとは思いますが、埼玉にはそういう制度があるということか。
- 委 員 そうである。
- 事務局 グループホームの待機者数は把握していないが、施設入所については国の調査もあり、待機者数は市で把握している。
- 会 長 何人ぐらいか。
- 事務局 今はデータを持ち合わせていない。
- 会 長 施設入所に関して把握しているが、グループホームについては把握できていないということである。
- 委 員 実態から言うと、自分の子どもがグループホームと施設のどちらに適しているかはかなりあいまいな部分がある。親から見るとグループホームで大丈夫と思っても、グループホームでは難しく施設ではないかということもある。施設の待機者を把握しているのなら、グループホームの待機者も調べてもらいたい。親が養育できなくなった時、どこかで見ていただきたいという希望がある。親が養育できなくなった後のことを見越して、申請者数や待機者数を把握してほしいと思う。
- 会 長 資料1の12ページで対象者251名のうち、生活介護の利用者は115名である。居住系で見ると、共同生活援助が23名、施設入所が32名で、住まいで考えると200名の方が親と暮らしている。115名しか生活介護を受けていないので、約100名の方は親やきょうだいが家でお世話をしていることになる。実態として家族の中でご苦労されている方がかなりいらっしゃる。実態を把握し、サービス利用を十分に受けておられないならば、どのように生活しているかの把握と支援が大切である。

- 会長代理 12月に大阪府のケアマネジメント部会で入所待機者のアセスメント事業が始まった。各市の基幹相談支援センターなどを通じて全数把握をしていこうという方向で動いている。それが市町村ごとに整理されて、フィードバックされるかは分からない。府としても待機状況を抽出していこうという方向で動いている。
- 委員 入所待機について、待機者が多いことは何回も言ってきた。ある母親の話だが、その方は心臓に重い病気を抱えていて、自宅介護は寿命を縮める、もう無理というところで施設入所が決定した。その母親がずっと、私が死ねば入れるのか、と言っていた。自分の命を縮めて介護を続けても入れるところがない、ロングショートでなんとかつなぎ、あちこち転々としている方もいると聞く。それは本人にとってもつらいことである。ここで、市に何とかしてほしいと言っているわけではない。目標数値で入所者数削減はいかがなものか。入所希望者はますます増えていくと思う。高齢の障害者の増加は、新たに直面している状況である。重度障害者の家庭での介護は本当に難しく、悲鳴が聞こえる状況にある。国が削減数を出し、大阪府は下方修正した。これは自治体の判断として重要である。下方修正ではなく入所者数をプラスにすべきだと私は言いたい。自治体独自の判断があっていいと思う。岸和田市は大阪府の数値をそのまま使っているが、そこは岸和田市独自の判断が欲しいものである。国は減らせと言っているが、削減ではなくプラスにすべきだ、というふうに。マイナスの数値を出すことは駄目かもしれないが、それくらいの気概を見せてほしい。市の予算は1円もかからないので検討の余地がある課題ではないかと思う。
- 委員 2種類あると思う。母子分離ができない家庭と本当に困っている家庭。母子分離がなかなかできなくて、高齢になるまで、自分が生きている間は一緒に住みたいという方もいらっしゃる。ここをどう把握するか。相談支援専門員は利用者の情報を持ち、アセスメントをすることにより状況を把握していると思う。ここから始めないといけないのではないか。今は大丈夫でも、将来的には施設ではないか、グループホームではないか、ということ判断するためにも相談支援専門員のスキルをあげていく必要がある。そうでないとこの課題は解決できない。本当に将来のことを考えている家族は入所申請をしていると思うが、子どもと離れたくないという親もおり、どうすればいいのか迷っていらっしゃる方もいる。このあたりは数字には出てこない。
- 会長 事情はさまざまである。本当に切羽詰まっている方もいれば母子分離が十分にできていない方もいる。府は、アセスメントは誰がすると言っているのか。
- 会長代理 相談支援、委託や基幹を通じて進めていくということで考えている。地域生活の移行の項目があるので、そこで一定把握はできると思うが、相談支援が実態を踏まえてニーズをきちんと聞き取っているのか、という大きな課題があり、質の面の問題はああると思う。

- 会 長 親がいる家庭はたいへんであったとしても緊急性があるとは書かない。親が亡くなられたらそこで初めて緊急性有りと判断され、ショートステイなどで対応するということになる。そういう意味で、親が死なないと施設やサービスを利用できないということは本当に切実な状況である。資料1の12ページを見ると、自宅で暮らしている方が相当数いらっしゃるし、居住系サービスの必要性が明らかなので、これをどうすべきか、次の計画において考えなければならない。
- 委 員 6月までグループホームに関わっていて、それを踏まえての話になるが、地域移行に関して、グループホームで地域連携推進会議が始まっている。利用者の方を見ていると、グループホームを終の棲家であると考えている方が多い。そのため、循環ができにくい。私から見て地域移行できるのではないかという方も、地域に住むことに対して不安感を大きく感じている。地域の住民との関係性や受け入れてもらえるか分からないから不安とのことである。であるならば、グループホームを出ないでおこうということになる。そうなると、グループホームを利用したい方がいるのに、なかなか循環できないということになる。これはグループホーム連絡会でもよく聞く話である。地域に移行しても支援者の方がいつも見守ってくれているという安心感が必要である。見守り活動や相談支援専門員が長期的に見守ってくれる、できなければそれをバトンタッチでつないでいくという伴走型の支援がないと難しいのではないか。そうでないと、障害の重い方、強度行動障害の方はさらに難しい。もちろんスタッフの力量や勤務時間の体制などもあると思う。抜本的に変えていかないと循環は難しいと思う。あと、話が外れて申し訳ないが、国が実施している重層的支援体制整備事業について。全部がいいというわけではないが、一番何がいいかという、断らない支援体制事業の構築という項目がある。そうするためには、重層的支援体制整備事業を一つのきっかけとし、国からの支援を得ることもいいのではないかと個人的に思う。府内43市町村で昨年度は26市町村がこの整備事業を利用している。今年も5つの自治体を利用するということである。泉州地域では岸和田市は人口が多いが、任意事業ということもあり、まだ利用していない。残念だと思う。そういう事業を利用しながら包括的にワンストップ窓口を作っていくことは必要ではないかと考える。
- 会 長 重層的支援体制整備事業は国の事業で任意事業である。大阪府内では7割方の自治体を利用している。断らない相談支援や属性にこだわらない相談支援があって、障害や年齢ではなく、生活に困っている方がいればとにかく受けとめて連携し、支援する仕組みを作りましょうというものである。縦割りをなくそうということだが、もともとは地域福祉や生活困窮の話から始まっている。障害の方の話とも重なる部分があり、今後も議論する必要がある。
- 委 員 経済的な問題も大きいと思う。2級の年金では生活できない。仮にグループホー

ムの家賃が7万円や8万円である場合、1万円の援助があっても6万円7万円は払わないといけない。2級の年金は約6万8千円である。それだけでは生活できず、余暇活動ももちろんできない。まして重度の方だと工賃も少ないと思う。親が経済的に援助していても、親亡き後はどうなるか。グループホームに入りたと思ってても経済的な問題で足踏みしてしまうということは大きな問題である。私の息子の場合は比較的安くて5万円である。2級年金であるが今は親がいるため、余暇活動もできている。

○会 長 本人の障害基礎年金だけで暮らそうと思うと、1級でも約8万円なので厳しい。かといって生活保護になるかということ、親がいらっしゃると扶養してほしいということになる。難しい問題である。

○委 員 地域での自立生活の件で、ヘルパーが減っているという話を聞いた。きちんとした勤務体制がとれないということで、夕方6時にはヘルパーは戻らないといけなないので、晩御飯は5時には終わってください、と。これは普通の生活でしょうか。また、ヘルパーの単価が低すぎて事業所の閉鎖やヘルパー自身が辞めていくという実態がある。地域生活を送るうえで、地域に出たとたん全部一人でやりなさい、ということはある話である。当然ヘルパーの利用が必須だと思うが、ヘルパーがいない。ヘルパーの支給時間が不十分だったりする。スウェーデンのように、ヘルパーなどの社会的支援がしっかりしており、地域社会を支えるシステムがあれば地域移行はどんどん進むという側面はある。残念ながらそうではない。以前も話したが、コロナの時、食事やトイレの介助にヘルパーが必要にもかかわらず、ヘルパーの支援がなくなってしまった。どうしたかということ、実家へ帰った。親が介助者となる。感染の恐れもあったが、泣く泣くの決断だったと本人は言っていた。このようないざというときの対応も不十分だし、地域で暮らすにはあまりにも制度が足りない。重層については存じ上げないのでそれが新しいフォローアップになっていくのかどうかは分からないが、現時点で言うところ非常に物足りなく感じる。

○会 長 介護の関係では国は報酬単価をあげて人材確保を担おうとしている。障害も含めて、待遇に関して改善しようという動きはあるが遅すぎる。

(3) 第6次障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画について

○事務局より資料3から3-3について説明

○会 長 資料3から3-3について意見はあるか。

○委 員 障害者の主な介助者は母親であるケースが多い。そうすると就労ができず、年金がない。シングルで働いている方はそうではないかもしれないが、夫に年金はあるが自分には年金がない。子どもは年金を受給しているかもしれないが、それを家計の足しにしている家族もあるかもしれない。共稼ぎが普通になってきてい

るが、そうではないところに障害者の家族の問題があると思う。その問いかけがあればいいと思う。

- 事務局 委員のご質問に当たると思う問が、資料3-1でいうと4ページの間17である。簡単な質問だが、それに当たると思う。
- 会長 回答欄の5. 経済的に余裕がないこと、がそれに当たる。
- 委員 経済的余裕がないことが、将来的に親離れ子離れを遅らせる原因になっている。本当に重大な問題につながっていく。子どもが小さい頃は想像できないとは思うが。このアンケートは実態把握とともに、自分が置かれている社会的位置を確認することにもなる。このアンケートを書きながら、自分はこんなに我慢しているのか、社会から取り残されているのか、と気づく方も多いと思う。経済的に余裕がないというだけでまとめるのではなく、そこからつながっていく問題にも気づくような作り方をしてほしい。
- 会長 子どもの介護は母親がすることが多い。そうすると、母親は就労できない。65歳になると国民年金しかないことになる。そうすると経済的に厳しくて、子どもの障害年金が家計に組み込まれてしまい、例えばグループホームへの入居がいいかもしれないが、経済的な面を考えると同居せざるをえないという構造がある。単に意識の問題やお世話の問題ではなく、経済的な問題が大きいということである。
- 委員 会長がおっしゃったとおりである。グループホームへ入居させたいが、子どもの年金を私は当てにしているから入れることはできない、と言える人はいない、でも、現実である。先日、田中智子先生より私たちの権利のお話を聞く機会があった。いながわクラスの母親がたくさん来られていた。田中先生は社会福祉を教えていて、健常児の母親には仕事を続けなさい、続けないと年金の額が違う、生涯収入が違うから嫌な男とも別れられますよ、という講義をしている。子どもの年金を当てにしなければならない、障害児の母親は本当に悲しい。田中先生が、年金をもらえる障害児の母親になってほしいとおっしゃると、全員がうなずいていた。以前、市との懇談会で保育の担当課の方がこう言っていた。障害児を育てているお母さんよりフルタイムで働いているお母さんの方が点数が高い。私は声を震わせて怒った。障害をもっている子どもを育てながら働きたいと言っているお母さんの点数が低いとはどういうことか、と怒った。パピークラスのお母さんは喜んでくれた。田中先生がおっしゃるには、点数をつけるのは各自治体であり、岸和田市はどうするのか。点数をつけるのは岸和田市だとそのときに分かった。年金をもらえる障害児の母親になろうね、という話だった。こういうことも知らなかった。貧しい障害児を抱えた家族に私たちをしなないでほしい。
- 会長 障害児を育てている親よりも、フルタイムで働いている親の方が点数が高い。保育の必要性で言うと親がいるではないか、という話である。それはおかしな話で

ある。暗黙の前提でそうなっているのだろう。

- 委員 30 数年前に、あなたが育てるのが筋でしょう、という感じで言われた。今回も同じように感じた。
- 会長 社会に根強くそのような意識が残っているのではないか。
- 委員 きょうだいがいるかもしれない。
- 会長 ヤングケアラーの問題にもつながる。
- 委員 そうである。保育所に入れない障害児のきょうだいで、遠足などの時にお母さんの親などが預かれなかった場合は、行事を欠席するという話もあった。
- 会長 そういうことは本人の声を聞かないと分からない。
- 委員 昔と変わっていない
- 会長 変わっているようで変わっていない。
- 委員 課長が人権・男女共同参画の担当課にいらっしゃったとき、いろいろな人権の話の中で、犯罪を犯した人にも障害をもっている人にも人権はある、それら差別を受けている人の家族の人権もあるという項目をプランに盛り込んでくれた。それで言えば、きょうだいもそうであり、そのきょうだいがヤングケアラーになってはいけない。そういう種をまかれぬようなアンケートにしてほしい。
- 会長 その家族の経済問題や負担がどうなのかを把握できる方がいい。
- 委員 問 17 の回答欄で 6 と 7 と 8 にだけ具体的にという括弧が設けられている。対象者が困っていることは非常に潜在的な問題が含まれている。すべての項目に具体的にという括弧をつけた方がいい。
- 事務局 委員がおっしゃったようにすべての項目に括弧をつけることは可能である。
- 会長 経済的なことなども具体的に書いてもらう方がいい。そのこと自体が意識の啓発となる。お困りごとをご記入くださいとすると書きやすい。修正が必要である。
- 委員 私は視覚障害があり、聴覚にも障害があり、いわゆる盲ろうの障害がある。盲ろう者への支援で、盲ろう者通訳介助者が私には随行して、通訳介助をお願いしている。通訳者が発言者の言葉を私の耳元で復唱し、それを私が理解する。通訳者の声が耳障りだ、うるさい、という声を聞くことがある。私としては非常に肩身の狭い思いをしている。こういうことはあってはいけないのではないか。通訳介助者は自分の役割として、発言者の言葉を復唱して私に届けていただいている。それが迷惑だ、耳障りだ、と。「シー」とされることが間々ある。このような介助を必要としている方がいる、理解をしてほしいということを行政からも働きかけをしてほしい。そうでないと、通訳介助者は小さな声で私に届けなければならず、それでは困る。
- 事務局 情報保障の問題でもある。通訳介助者という方がいらっしゃるという事実について、世間には知られていないかもしれない。まずは市の各課に、会議の時に盲ろう者の方、盲ろう者通訳介助者が参加していたら、他の参加者にその旨を案内

するよう、庁内への啓発をまず行いたいと思う。

- 会 長 どの会議においても情報保障のサービスをしている場合は、市としてそれを皆さんにご理解いただくことは必要である。通勤ラッシュ時に車いすの方が電車に乗ると邪魔者扱いされる、盲導犬に対してなぜ犬を連れているのか、邪魔ではないか、という似たようなケースはやはりある。明らかな差別なので、改めなければならない。ゆとりのある社会にしなければならない。
- 委 員 資料3-3の表紙の説明文、6行目に、調査の対象者はA判定の療育手帳をお持ちの方です、と書いている。重複障害の方もいらっしゃるので、療育手帳などその他障害の重い方が対象です、といった表記に変えた方がいいのではないか。
- 会 長 確かに療育手帳Aの方が前面に出てきてしまう。
- 事務局 正誤表2枚目の上から3つめの欄のとおり表記を変えている。調査の対象者は、A判定の療育手帳をお持ちの方及び強度行動障害（障害支援区分認定調査の「行動関連項目」の合計が10点以上）のある方に改めている。
- 会 長 重度心身障害児は入っていないのか。A判定でカバーしているのか。
- 事務局 A判定でカバーしている。
- 委 員 資料3-1の11ページの意思疎通支援について。内容はこれでいいと思う。アンケートに追加できるか分からないが、意見を申し上げる。私も含めてだが、自分の意思にかかわらず、家族や支援者が勝手にいろいろ決めてしまうことがよくある。特に聞こえない人の場合、そのようなことがある。聞こえない人に関しては、自分の気持ちはしっかりもっているのに、家族が決めてしまうことがよくある。そのような課題があることを考えてほしい。
- 会 長 問33である。手話を理解する人が少ない、音声による情報量が少ないなど、障害そのものに関してのたいへんさはある。ご家族が勝手に決めてしまったことがあるということか。
- 委 員 はい。福祉の現場ではよくある。その問題が表に出てこない。声を出す手段がない。
- 会 長 一般にこういうことをパターナリズムという。支援する側が良かれと思って勝手に決めてしまうこと、これをパターナリズムという。意思疎通支援というよりももっと概念的に広い。ただ、こういうことは根強く残っている。検討の必要がある。
- 事務局 意思決定支援のことだと考える。事務局と会長で検討させていただきたい。
- 会 長 意思決定支援のカテゴリーである。意思決定支援の間はあるのか。
- 事務局 設定していない。
- 会 長 追加した方がいいかもしれない。意思決定支援の項目について検討する。
- 委 員 前回、重度のアンケートを初めて実施していただいて感謝している。今回のアンケートで少しがっかりしていることがある。最後の意見欄が小さすぎる。前回ア

ンケートでは、書ききれずに別紙を添えた方が何人もいる。ページ設定の関係でそうになっているのかもしれないが、意見欄は1ページ欲しい。特に重度はたくさん書くことがある。

- 事務局 最終ページの自由意見欄は拡充を考える。書ききれない場合は、別紙を添えていただいても問題はない。
- 委員 資料3-1の4ページの間18について。1の会社勤めや自営業、家業等で収入を得て仕事をしている、については家族のことかと思うが、フルタイムで会社勤めの方と自営業では介護度合いが違う。外で働くことは無理だ、家で家業しながら介護をせざるを得ないということもあり得る。フルタイムで外で働ける、いや働けない、といった差が分かるようにした方が良いのではないかと思う。資料3-3の重度の方のアンケートでは介護時間の質問もあり、家族介護がどれだけの負担か、が分かるようになっている。資料3-1ではその辺りが分かりづらい。知り合いから、祖父祖母と子ども夫婦、重度障害者の孫の5人世帯で、孫を全員で見ている、自営業でないととても見れない、という話を聞いたことがある。こういう環境で、フルタイムで外に働きに出ることができるのか。今から項目を大きく変えることは難しいかもしれないので、1をフルタイムでの会社勤めと家業等に分けてはどうかと思う。障害者家族がフルタイムでの会社勤めが難しいということが分かるようになるのではないかと思う。
- 事務局 問18については、障害者当事者の生活についての間である。
- 委員 資料3-1と3-2のアンケートは随分前から同じ項目を使っている。前回から3-3を加えたが、3-3はこういう項目があったほうがいいのではないかと事務局と相談を重ね、踏み込んだ内容になっていると思う。3-1と3-2は以前から変わっていないので、内容を変えてもいいかもしれない。
- 会長 要はご本人がどんな働き方をするかという話と、介助者の就労はどうかということである。資料3-1の4ページの間17は介助者への間であり、仕事がしづらいという項目がある。少し整理が必要で工夫の余地はある。3-1と3-2はたしかに以前からの間を継続している。あるものをなくすと比較ができないが、項目を詳しくする分には問題はない。
- 委員 資料3-1の9ページについて。④・⑤の福祉施設などへの通所の項目で「8地域に事業所が少なく利用しづらい」とあるが、これは今の状況には当てはまらないのではないかと。就労Bの事業所はかなりの数ができており、利用者を取りあう状況にある。利用者から一番よく相談を受けることは、他の事業所に行きたいがその事業所がどのようなことしているのか分からない、という相談である。受給者証の切り替えの時に、各事業所の住所や電話番号だけではなく、作業や創作活動の内容の簡単な説明文を市役所が準備していただくと助かる。相談支援専門員の仕事かもしれないが、知識が少ない相談支援専門員もいるので、そのよ

うな資料を作っただけだと利用者も我々も助かる。

- 会 長 9ページの④・⑤の項目8は実情に合っていないという話である。項目としては置いておいても問題はなく、回答が少ないだけと思うが、他の事業所の情報が分からないという項目は追加した方がいいかもしれない。
- 会長代理 アンケートの実施が3月ということで項目を検討するタイミングがないが、検討する場は必要ではないかと思う。先ほどから意見があるように、本人回答と家族回答が混在しており、そこは明確にしないといけないと思う。また、災害の項目も入っていない。今回、事業所へのアンケートは想定していないようであり、事業所に聞くことは大切である。事業所へのアンケートをしないのであればヒアリングを行い、事業所の実態を考慮したうえで計画を策定する必要があると思う。あと、精神障害の方の実態把握がどこまでできるのか、少し不安に思っている。特に入院されている方の生活状況やニーズ実態、それを把握できるのか、心配である。入院患者に特化したアンケートを実施している市もある。今回は無理でも今後、入院している方のニーズ把握は検討する必要がある。あと、自立支援協議会で検討した方がいいかもしれないが、就労関係の事業所で自己評価をし始めている市がある。特に就労アセスメント事業が始まっているおり、各事業所の特色をアセスメントするうえで知っておかなければならないので、自己評価や第三者評価をしていくことが進んできている。一番心配な状況、特に精神障害者の就 B を利用されている方が在宅就労という形で就労実態を伴っていないのに、居住支援をつけ、生活保護を利用させるということを行い、本当に人権侵害的な状況が出てきている。やはりそういうところに外部の目を入れていかないといけないので、自己評価や第三者評価をしていく動きが出てきている。このあたりは市全体として検討していかなければならない。あと、アンケートとは別になるが、ここは施策推進の場であり、計画以外の、今年度から始まった新しい取り組みについてお伝えすることも大事であり、それが計画につながっていくと思う。例えば手話施策について。手話施策推進法の中には計画への反映や実態把握のことが書かれている。こういうことを示していくことも大事である。また、強度行動障害の方の支援を行う中核的人材・広域的人材、このことの岸和田市の現状を伝えていただきたい。先ほどの就労アセスメント支援事業所を何カ所認定が行われているのか、ということなど、現状を示す必要があると思う。
- 会 長 まずアンケートについて、事業所へのアンケートは令和8年の6月・7月に実施予定である。項目では災害関係がない。精神障害の方について、大阪市では精神科の病院に入院されている方を訪問し、ヒアリング調査を実施している。要は退院促進が思うほど進んでいないということである。こういうことも行った方がいいかもしれない。意思決定支援の項目の件もある。アンケートは自立支援協議会で意見を伺うことも可能である。タイトなスケジュールなので、最終調整は会

長と会長代理で行うという方向でどうか。

- 事務局 そのような形でお願いしたい。
- 会長 施策推進協議会のあり方について、今回は計画のを中心にして実施しているが、実際の施策がどうなっているかを議題に含むべきである、という話である。自立支援協議会と連動することも必要である。情報は双方で共有する方がいい。
- 委員 資料2の3ページ、地域生活支援拠点等が有する機能の充実の項目で、緊急時の受け入れ実績がないということである。緊急対応での地域支援、生活支援の機能が弱い。親が倒れた時に、家族が送迎しないといけないのか、それは緊急対応として十分に機能しないのではないかとの声もある。事前申請であるため、親は自身が倒れることを予測しないといけない。事前に申請していないと親が倒れた時に申請していないということではじかれてしまう。事前申請した方は、親や家族に先見性があり、普通はそこまで自分自身の不幸を予測しない。段取りすることは難しい。家族の介護でいっぱいであり、明日のことはどうなるか分からないという不安があっても、そのことを直視して段取りをすることは難しい。一番は、相談支援専門員が親に将来の保険だと思い申請しましょう、と声をかけていただくことが重要である。話を上手にもっていかないといけないので、相談支援専門員には協力いただきたい。市でも手帳の申請時などに周知してほしい。親が倒れて入院した時、子どもはどうすればいいのか、という緊急事態は起き得ることだと思うので、利用実績がないのであればその辺りのフォローが気になるところである。
- 事務局 地域生活支援拠点導入時に国より緊急時の定義をなさいと提示があり、大阪府からモデルが示されている。大阪府が示した緊急時の定義が、平日夜間ならびに休日、である。岸和田市も大阪府にならっている。利用が進まないという課題があることは認識している。制度の周知について、昨年度はグループホーム連絡会で行い、今年度は1月に自立支援協議会の相談支援部会で行う予定である。
- 会長 緊急時のニーズはあるはずである。制度はあるのになぜ利用されないのか。
- 事務局 通常のショートステイと何が違うのか、という意見もあるが、緊急時の定義を平日夜間と休日と定めている。事前登録制がネックではないかとの意見は部会でもある。地域生活支援拠点の部会には受け入れ施設の職員も参加しているが、施設側から初見で受け入れることは難しい、との意見もあり、事前登録制を継続している。
- 会長 自立支援協議会の相談支援部会で議論しているのか。
- 事務局 地域生活支援拠点等整備部会で話し合っている。
- 会長 議論は続けて行ってほしい。

3. 報告

- (1) 令和6年度障害者就労施設等からの物品等の調達実績について

○事務局より資料4について説明

○会 長 資料4について意見はあるか。

○委 員 特になし。

(2) その他

○事務局 8月開催の令和7年度第1回岸和田市障害者施策推進協議会で質問があった2件について報告する。1点目、障害者計画の振り返りシートで、社会福祉協議会から日常生活自立支援事業の補助金が他市と比べて少ないという意見があり、担当課である福祉政策課に聞き取りを行った。予算要求の時期に社会福祉協議会と協議の場を持ち、予算要求資料を提出いただいた。次年度予算については、社会福祉協議会の要求通りの金額で予算要求しているとのこと。2点目、生活保護受給者の場合、寝たきりでないと訪問リハを受けることができないと聞いたことがあるとの意見があり、担当課である生活福祉課に聞き取りを行った。国や岸和田市にそのような規則はなく、医師などの意見を参考に寝たきりでなくても、必要と認めれば訪問リハを受けていただいているとのこと。

○会 長 その他2件の報告について意見はあるか。

○委 員 特になし。

○会 長 では、成年後見制度の見直しについて説明をお願いします。

○委 員 後見制度には、法定後見制度と任意後見制度がある。2000年に施行され、25年が経過する。この間、見直しがなくいろいろな問題が指摘される中で、政府が重い腰を上げ、見直しが進んでいる。見直しの中にはさきほどのパターナリズムの問題も入っている。現状は、法定後見を利用すると、後見を終わらせることができない。蟻地獄で本当にひどい。これはどうにかしない、ということで、見直しに向けた検討の資料を見るといい法案になるのではないかと思う。法定後見の利用を考えている方がいらっしゃるなら、法改正がされてからの方が絶対にいい。今利用しないといけないという緊急性がある場合を除き、待った方が間違いなくいい。

○会 長 成年後見人や保佐人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。本人の意思よりも後見人や保佐人の意見の方が重視されるので、本人がしたいと思っていることでも、後見人は取り消すことができる。本人が成年後見人を替えたいと言っても交代ができない。パターナリズムの問題があり、まわりが本当に本人の意をくんで、よりよくできているかというとうそうではない。

○委 員 現場から言うと厳しい状態である。相談に来られた方にはもう少し待つようにアドバイスしている。あと、2、3年すればもっといい法案になると思う。

○会 長 慌てなくてもいいということである。今すぐ使うよりは、今後の法改正を待った方が本人主体の支援になる可能性がある。

○委員 本人主体の支援となる法に改正しなければならない。

○会長 他に意見はあるか。ないようなので、今回の協議会はこれで閉会とする。

以上